| | |
|---|---|
| ロ　イに規定する計画に基づく措置を実施したと認められる事業主団体等 | |
| ハ　イ及びロに規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主団体等 | |

**附　則**

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

**○厚生労働省令第五十七号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （自立支度金の額） | （自立支度金の額） |
| **第十二条**　自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 | **第十二条**　自立支度金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。 |
| 一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十六万二千四百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあっては、一人につき八万千二百円） | 一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十六万千六百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあっては、一人につき八万八百円） |
| 二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額 | 二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額 |
| イ　二以下　十六万千五百円 | イ　二以下　十六万七百円 |
| ロ　二・五以上三・五以下　八万七百五十円 | ロ　二・五以上三・五以下　八万三百五十円 |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

**○農林水産省令第十九号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表（第五条関係） | 別表（第五条関係） |
| 補助金等の名称 | 補助金等の名称 |
| 処分を制限する財産の名称等 | 処分を制限する財産の名称等 |
| 施設設備等の分類 | 施設設備等の分類 |
| 財産の名称、構造等 | 財産の名称、構造等 |
| 処分制限期間（年） | 処分制限期間（年） |
| 一 | 一 |
| （略） | （略） |
| 担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金 | 担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金 |
| 農業経営金融支援対策費補助金 | （新設） |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |